

電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法 (J-Moss)

特定の化学物質の
含有表示方法を
見てみましょう！



資源有効利用促進法 「指定再利用促進製品」改正省令

2006年4月27日公布、7月1日施行

JIS C 0950「電気・電子機器の特定の化学物質の 含有表示方法」

2005年12月20日制定、2021年3月22日改定

■ 対象製品：次の7品目

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機、
電子レンジ、パソコン

■ 規制内容：

- ・特定の化学物質6物質(※1)の管理と、含有率基準値を超えて含有の場合のJIS C 0950に準拠した「含有マーク表示」と「情報提供」
- ・「含有マークの除外項目」に該当の場合、「ウェブサイトでの情報提供」



2021

含有マーク

除外項目を除き、含有率基準値を超えて6物質含有の場合

- ・横寸法15mm以上の含有マークを機器の型式などの記載と同時に確認できる場所に表示
- ・本体、包装箱は含有マークのみ、カタログ類(カタログ、取扱説明書等の印刷物及びウェブサイト)にはその化学物質記号も併記

※1：①鉛及びその化合物(Pb)、②水銀及びその化合物(Hg)、③カドミウム及びその化合物(Cd)、④六価クロム化合物(Cr(VI))、⑤ポリブロモビフェニル(PBB)、⑥ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)

● 特記事項

- ・ [J-Mossについてのご案内 \(一般社団法人電子情報技術産業協会\)](#)

次のスライドに続く

電気・電子機器の特定の化学物質に関する グリーンマーク表示

グリーンマーク
表示を
見てみましょう！



3工業会（一般社団法人電子情報技術産業協会、一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人日本冷凍空調工業会）
2008年1月発行「電気・電子機器の特定の化学物質に関するグリーンマーク表示ガイドライン」



グリーンマーク

- 対象製品：テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機、電子レンジ、PC
- 次の①または②の場合に、「グリーンマーク」を任意表示可能
 - ① 6物質がすべて含有率基準値以下
 - ② 「含有マークの除外項目」に該当のものがあるが、それ以外は①
- 横寸法15mm以上とし、機器の型式などの記載と同時に確認できる場所に表示

ホームページでの情報提供の一例（液晶テレビ）

ユニット	化学物質記号					
	Pb	Hg	Cd	Cr(VI)	PBB	PBDE
実装基板	除外項目	○	○	○	○	○
キャビネット	○	○	○	○	○	○
ディスプレイパネル	○	除外項目	○	○	○	○
スピーカー	○	○	○	○	○	○
付属品	除外項目	○	○	○	○	○

● 特記事項

注記1 “○”は、算出対象物質の含有率が含有率基準値以下であることを示す。
注記2 “除外項目”は、算出対象物質が含有マークの除外項目に該当していることを示す。

JIS C 0950:2021